

官報

号外 昭和二十五年三月二十八日

第七回 参議院會議録第三十三号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)午前十時四十一分開議

議事日程 第三十一号

昭和二十五年三月二十七日

午前十時開議

第一 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第四 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第五 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十三日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨を回答した。

(地方自治庁財政局政務課長) 奥野 誠亮君
(総理府事務官) 奥野 誠亮君

同日内閣総理大臣から(地方自治庁財政部財政課長) 総理府事務官奥野誠亮君を第七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日本院において渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議をしたので、去る二十四日正午元帥を訪問して同決議文を手交し、なお、連邦議会上院及び下院、南カロライナ、マサチューセッツ、ニューヨークの各州議会上院及び下院に對して同決議文の伝達方を依頼した。

去る二十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律案

農林委員会に付託

昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案

國稅徵收法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

大工、左官、とび、電気屋等の土建労働者の生活防衛組織養成に関する質問主意書(星野芳樹君提出)

同日議院において採択することを議決した郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願外二十五件の請願および宮城県築館区検察庁を仙台地方検察庁支部に昇格の陳情外七件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

昭和二十二年年度一般会計歳入歳出決算議決報告書

昭和二十二年年度特別会計歳入歳出決算議決報告書

財政法の一部を改正する法律案可決報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案可決報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

厚生委員会請願審査報告書第四号

厚生委員会請願特別報告書第四号

通商産業委員会陳情審査報告書第一号

同日内閣総理大臣から左の通知書を受領した。

昨年十二月二十八日、公共企業体仲裁委員会が日本専売公社職員との給與問題について下した裁定については、当時の公社の経理状況等においては、公共企業体労働関係法第十六條第一項にいわゆる予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするものと認められたので、同條第二項により本年一月七日国会の議決を求めたのであるが、最近に至り公社の人員費に一億三千二百万円の剰余を生じ、公社総裁限りを以て裁定第一項

による金額一億二千八百余万円の全部を支出し得る見込が明らかになりましたので、この旨を御通知に及びます。

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 伊達源一郎君(高橋龍太郎君の補欠)

同日委員長から提出した左の公聴会開會承認要求に對し議長は即日これを承認した。

公聴会開會承認要求書

一、事件の名称 地方税法案

一、公聴会の問題 地方税法案について

一、公聴会の月日 昭和二十五年三月三十日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年三月二十四日

地方行政委員長 岡本 愛祐
参議院議長佐藤尚武殿

同日議員から左の質問主意書を提出した。

一九四八年(昭和二十三年)産米の匿名超過供出補償金に對する課税方法に関する質問主意書(太田敏兄君提出)

一昨二十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、同会の議決を求め

るの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

特別調査庁設置法の一部を改正する法律案
北海道開港法案
内閣委員会に付託

火災類取締法案
通商産業委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員の職階制に関する法律案
人事委員会に付託

米國対日援助物資等処理特別会計法案
米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
銀行等の債券発行等に関する法律案

国庫出納金等端数計算法案
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案

薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案
大蔵委員会に付託

不正競争防止法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案
労働委員会に付託

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

小型自動車競走法案
通商産業委員会に付託

首都建設法案
建設委員会に付託

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

帝國石油株式会社法を廃止する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

帝國石油株式会社法を廃止する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から、左記の者を外国為替管理委員会委員に命じたので

右御報告いたします。(拍手)

外 國 為 替 管 理 委 員 会 設 置 法 第 五 條 第 二 項 の 規 定 に よ り 本 院 の 同 意 を 求 め た い

旨の要求書を受領した。

大久保太三郎君
同日衆議院議長から、同院は金刺不二太郎君及び小澤二郎君を地方自治委員に任命することに同意した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会談を開きます。

この際、御報告いたしたいことがございます。議長は去る二十四日、衆議院議長と共に連合閣議司令部にマツカーサー元帥を訪問し、去る十七日、本院において可決されました渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議文を手交いたしました。尚その際、連邦議会上院及び下院、南カロライナ、マサチューセツツ、ニューヨークの各州議会上院及び下院に対し、同決議文の伝達方を依頼いたしました。

マツカーサー元帥はその決議に対し感謝の意を表されると共に、議員諸君に特に謝意を伝えられたとのことでありました。尚、マツカーサー元帥は、議員諸君が米国内において日本の国会を代表して立派な態度を以て行動されたため、米国民に対し大なる好感を興えたことを深く喜んでおられる旨付け加えられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第二、総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第三、審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

法務府設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

法務府設置法の一部を改正する法律案
法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号を削り、

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第二、総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第三、審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

法務府設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

法務府設置法の一部を改正する法律案
法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号を削り、

第八号を第九号とし、以下第十号まで順次一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八、職員の見定及び職階に関する事項

同項第十二号を次のように改める。

第十二 職員の研修に関する事項

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二 檢察官に檢察に関する學理及び技術の研究を行わせる機關として、法務總裁の管理に属する檢察研究所を置く。

檢察研究所は、これを東京都に置く。

檢察研究所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の二第一項を次のように改める。

法務總裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

第十七條中「九十人」を「百十五人」に改める。

別表二中司法保護事業審議会、法務連絡協議会及び弁護士審査会の項を削る。

別表三の管轄区域の欄中「第八條第一項、第二項及び第四項並びに」を削る。

別表四中笠松刑務所の項の次に次の一項を加える。

福井刑務所 福井市

同表中北方刑務所の項の次に次の一項を加える。

鑑別務所 佐賀県三養基郡麓村

同表中宮城刑務所の項の次に次の一項を加える。

福島刑務所 福島市

同表中旭川刑務所の項の次に次の一項を加える。

釧路刑務所 釧路市

附則

1 この法律のうち、第十條の二、第十七條及び別表四の改正規定は昭

和二十五年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2 司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「司法保護事業審議会ノ意見ヲ聽キ」及び同條第二項を削る。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

總理府設置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年三月十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律

總理府設置法（昭和二十四年法律

新聞出版用紙割当審議会

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）に基づき、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

新聞出版用紙割当審議会

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）に基づき、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

中央青少年問題協議会

青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号

附録に掲載

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

右

昭和三十五年三月十六日

内閣總理大臣 吉田 茂

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

厚生統計協議会

国立公園審議会

中央優生保護審査会

栄養士試験審査会

中央食品衛生調査会

医道審議会

医師試験審議会

厚生大臣の諮問に依りて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、国立公園に関する重要事項を調査審議すること。

主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。

厚生大臣の諮問に依りて、栄養士試験に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に關し、調査審議すること。

再免許若しくは義務の停止の処分又は医道の向上に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備

歯科医師試験審議会

医師、歯科医師実地修練審議会

保健婦助産婦看護婦審議会

試験に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に依りて、歯科医師国家試験に関する重要事項を調査審議し、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に依りて、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどること。

厚生大臣の諮問に依りて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九條から第二十二條までの各号又は第二十二條の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議すること。

医療審議会

あん摩、はり、きゆう、柔道整復営業中央審議会

死体解剖資格審査会

日本医療団清算監理協議会

薬事審議会

中央社会事業審議会

厚生大臣の諮問に於いて、医療機関の整備及び診療報酬に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に於いて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に於いて、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に関する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に於いて、日本医療団の清算に關する重要事項を調査審議すること。
公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、新医薬品その他薬事に關し、厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行うこと。
社会事業法(昭和二十三年法律第五十九号)第七條及び第十三

中央身体障害者福祉審議会

中央児童福祉審議会

社会保険審議会

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

條の規定によりその権限に屬する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に於いて、社会事業に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に於いて、身体障害者の福祉に關する事項を審議すること。
厚生大臣の諮問に於いて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。

政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業の運営に關する事項を審議すること。
健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に關する事項を審議すること。健康保険及び船員保険の適正な診療報酬並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に關する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に關する不服を審査すること。

第二條 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「前三項ニ定ムルモノヲ除クノ外」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第三條 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。
2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ關係都府県の利害關係者の意見を聞かなければならない。
第十四條中、「施設」を「温泉利用施設」に改める。
第十九條を次のように改める。

第十九條 都道府県知事の諮問に於いて、温泉及びこれに關する行政に關し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

第十九條 都道府県知事の諮問に於いて、温泉及びこれに關する行政に關し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

2 温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、都道府県の條例で定める。

第二十條第一項を削り、同條第二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とする。

第四條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
第四條 削除

第四條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第四條を次のように改める。
第四條 削除

第五條 医師法の一部を次のように改正する。

「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第二十六條 厚生大臣の諮問に於いて、医師國家試験に關する重要事項を調査審議させ、並びに醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する医師試験審議会を置く。

第二十七條 厚生大臣の諮問に於いて、第十一條又は齒科醫師法第十一條の規定による災地修練に關する重要事項を調査審議させ、並

せるために、厚生大臣の監督に屬する医師、齒科醫師災地修練審議会を置く。
第二十八條及び第二十九條 削除
第三十條中「醫師國家試験委員、醫師國家試験予備試験委員」を「醫師試験審議会の委員」に改める。

第六條 齒科醫師法の一部を次のように改正する。

「第五章 審議会及び委員」を「第五章 審議会」に改める。

第二十四條から第二十七條までを次のように改める。
第二十四條 厚生大臣の諮問に於いて、齒科醫師國家試験に關する重要事項を調査審議させ、並

びに齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する齒科醫師試験審議会(以下審議会という。)を置く。

第二十五條から第二十七條まで 削除
第二十八條中「齒科醫師國家試験委員、齒科醫師國家試験予備試験委員」を「審議会の委員」に改める。

第七條 保健婦助産婦看護法の一部を次のように改正する。
第二十三條及び第二十四條を次のように改正する。
第二十三條 厚生大臣の諮問に於

けるために、厚生大臣の監督に屬する保健婦助産婦看護法に關する重要事項を調査審議すること。

第二十三條 厚生大臣の諮問に於いて、保健婦助産婦看護法の一部を調査審議すること。

第二十四條 厚生大臣の諮問に於いて、保健婦助産婦看護法の一部を調査審議すること。

第二十三條 厚生大臣の諮問に於いて、保健婦助産婦看護法の一部を調査審議すること。

じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諮問に依りて、第十九條から前條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

3 文部大臣又は厚生大臣は、審議会に、前項の学校又は養成所に關して必要な事項を調査させることができる。

第二十四條 創設

第二十五條中「乙種看護婦試験委員の下に」以下試験委員という。を加え、同條に次の一項を加える。

2 試験委員の組織、委員の任期その他試験委員に關し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第二十六條 第一項及び第二十七條中「試験委員」を「審議会の委員」

に、「乙種看護婦試験委員」を「試験委員に改める。

第八條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号の一部を次のように改正する。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 厚生大臣の諮問に依りて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

2 都道府県知事の諮問に依りて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

3 構成、委員の任期、議決方法、その他医療機関整備審議会に關し必要な事項は、都道府県の條例で定める。

第三十四條 第一項中「医療機関整備審議会」を「医療審議会」に改める。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 厚生大臣は、前條の規定による定をなすに當つては、あらかじめ医療審議会の意見を聞かなければならない。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題となりました法律案三件につきまして、順次内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

法務府設置法の一部を改正する法律案につきましては、委員会を開きまことに予備審査と共に三回、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決いたしました。

本案の改正の要点につきまして簡単に申し上げますれば、弁護士法の改正に伴いまして、法務総裁官房所掌の事務規定中にある「弁護士及び弁護士会に關する事項」を削るという点が一つ。

次に法務府附屬機関といたしまして新たに檢察研究所を設置する、これが一つ。次に、従来訟務及び人権擁護に關する事務は法務局で取扱つておりましたが、地方法務局においてはこれを取扱

わなかつたのであります。今回これを地方法務局においても取扱わしむるという点。更に第四には、檢察研究所の設置、法務局の補充等に伴いまして、検事を以て充て得る職員の数、これが九十名増加いたしましたのを、これを更に二十五名増加いたしました。これを名とすること。最後に別表を改正いたしました。司法保護事業審議会及び法務連絡審議会、これらを廃止する、而して弁護士審査会に關する規定

は削除する、それが一つ。次に尙、刑務支所を四ヶ所昇格すること、即ち福井、福島、釧路及び麓のこの四つの支所をば刑務所に昇格させること。重要な改正点が五つであります。

委員会におきましてはいろいろの點に質疑応答が行われたのであります。その中の主なるものとしたしまして、檢察研究所を設置する理由如何、又その性格はどうであるか、又その仕事の実施方法はどうか、而してこの檢察研究所の目的を達するために現在の検事をして研究を完成させるまでの年限がどのくらいであるかという点等につきまして、十分なる各種の質疑応答が行われたのであります。それから更に只今申しました檢察研究所の設置及び法務局の補充等によりまして、検事を以て充て得る数二十五名を増加するということは、検事の職務の本体から違つた事柄ではなからうかという点につきまして意見が出たのであります。政府におきましては、意見の通り尤もであると考えますが、併しこれはどうも今日の過渡的の突情におきまして止むを得ないことであるということでありまして、而してその検事の配当方などについても説明があつたのであります。更に日本の刑法及び刑事訴訟法が、これまで行われておつたところの大陸主義から英米主義に転換した結果に基きまして、これが運用を全くさせるためには、檢察

研究所のごときものが設置されることは必要であるが、更に進んで英米法の研究をもつと積極的にするようになり、而して進んでは英米にこれらの人を派遣して、あちらの原理を研究させるようにというふうな意見なども出たのであります。そしてこの改正の結果どのくらい予算が増加するかという点につきまして、総額八千五百三十九万九千九百円という説明でありました。施行期日につきましては、檢察研究所の設置、検事を以て充て得る職員数の増加、四つの刑務所の昇格規定は来る四月一日から施行する、その他の改正は公布の日よりするということでありまして、大體の報告に止めて置きます。

次に總理府設置法の一部を改正する法律案、これは委員会を開きまことに三回、そして全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。本案の内容につきましては、交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税制審議会、この三つのものを廃止いたしました。この三つの審議会及び調査会を新たに加える、こういふ点であります。この三つの審議会及び調査会を廃止するのは、もう今日その必要がなくなつたという理由からであります。それから中央青少年問題協議会を加えますのは、これは第五国会におきまして、本院におきまして青少年の不良化防止に關する決議があつたのであります。又衆議院におきましても青少年

年犯罪防止に関する決議がありました。これは非常に大切な事柄であり、この中央青少年問題協議会を以てこの中央青少年問題協議会というものを作ることにしたのであります。その中央青少年問題協議会を以て総理府設置法の一部を改正いたしました。ここに加えようとするものであります。

委員会におきましては、本案の審議につきまして、主としてこの中央青少年問題協議会に質疑応答が集中せられたのであります。即ち我が国の次の代を負うて立つべき青少年が終戦以来著しく不良化している、又その青少年の犯罪が増しているという憂うべき実情に對して、委員会は最も深甚なる注意を傾注したのであります。そこで審議機関としての性質は如何、或いは法律上の根拠がないといふことは甚だこの運用等につきまして都合が悪いのであるといふようなことにつきまして、熱心なる質疑応答が交されたのであります。そこで尚その中央青少年問題協議会の機能につきまして政府から次のような説明がありました。即ち同協議会から、地方青少年問題協議会の設立が必要であるといふこと、青少年保護育成運動の実施が最も大切であるといふこと、この答申を得まして、これが実行に着手したのであります。そうして先ず地方青少年問題協議会を全国の都道府県、市町村に沢山作りまして、官

民一体となつてこの仕事を推進して行くことになりました。それから更に全国的な青少年保護育成運動を展開することになつて、多大の効果を挙げているという実情を政府から説明を聞いたのであります。討議に入りまして、行政機構を正しく整へ、そうして機能を十分に發揮させるためには、審議会の類と雖もやはり法律上の根拠を要するものであるという意見が述べられたのであります。この案につきまして採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これについて御報告を申し上げます。委員会を開きますこと二回、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。この法律案もやはり行政機構簡素化の目的で提出せられたものであります。而して案の内容につきましては、厚生省に現在ありますところの審議會等は四十一であります。これを整理統合いたしました。二十一に減らすというのであります。その名称等は申し省きます。さういふ次第で、これに伴ひまして厚生省設置法、国立公園法、温泉法、理容師法、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法、医療法の各一部に、これに該当する点において改正を加えたものであります。これの施行期日は四月一日とすることであり

ります。これが大体の理由及び本案の内容であります。

質疑応答につきましては、廃止せられるものにつきましては別に質疑応答はこれに触れておりません。統合されるものにつきましては、その統合された後における業務の運営に影響がないか、人員増減の状況はどうであるかといふことにつきまして具体的な説明を求めたのであります。その一例を以て申し上げます。医師国家試験予備試験委員を統合いたしました。医師試験審議会とする場合の質問等があったのであります。政府はこれに對しまして、かような整理統合をいたしましたの必要であるといふことと、それから統合いたしましたも業務の執行には毫も差支ないといふことの説明をせられたのであります。尙残つておりますものにつきましても更に整理統合の余地があるのではないかと、いふような疑問もあつたのであります。大体政府の説明を了承いたしました次第であります。而してこの整理の結果、人員に於いて若干の減少があり、そして予算の節約は七十万二千余円ということでありました。かような次第であります。これを以て以上三案の報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三

案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四、公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日程第五、財政法の一部を改正する法律案、日程第六、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

審査報告書
公認会計士法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月二十三日
大蔵委員長 櫻内 辰郎
参議院議長 佐藤尚武殿
多数意見者署名
木内 四郎 西川基五郎
伊藤 保平 玉屋 喜章

油井賢太郎 黒田 英雄
小宮山常吉

第三十條の改正規定中「改める。」を「改め、同條第一項中「重大な」を削る。」に改める。
要領書
一、委員会の決定の理由
公認会計士法運用の実情にかんがみ、従来の公認会計士審査会のかわりに新たに公認会計士管理委員会を設置し、公認会計士に関する事務を管理せしめるとともに、公認会計士でないものの業務の制限の廃止等、法規を整備せんとするものであつて適当な措置と認めらるが、更に公認会計士の性質に鑑み別冊の通り修正した。
二、事件の利害得失
この法律の施行によつて、公認会計士制度の高い水準を維持するとともに、公認会計士法の運用を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

公認会計士法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和二十五年三月一日
内閣総理大臣 吉田 茂

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

目次中「公認会計士審査会」を「公認会計士管理委員会」に、「業務の取締」を「雑則」に改める。

第七條第三号中「高等試験予備試験」の下に「又は司法試験第一次試験」を加え、同條第四号中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第九條第四号中「高等試験本試験」の下に「又は司法試験第二次試験」を加える。

第十一條中「公認会計士を補助した期間」の下に「又は財務書類の監査、証明、検査若しくは調製に関する業務で公認会計士管理委員会規則で定めるものに従事した期間」を加える。

第十二條第一項中「公認会計士の事務所」の下に「その組織する団体」を加え、同項中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第二項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第十三條第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円を千円」に改める。第十五條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

認会計士管理委員会」に改める。

第十六條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改め、第二章中同條の次に次の一條を加える。(外国で資格を有する者の特例)

第十六條の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、且つ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会に備える外国公認会計士名簿に登録を受けて、第二條に規定する業務を行うことができる。但し、第四條各号の一に該当する者については、この限りでない。

2 公認会計士管理委員会は、前項の資格の承認をすることができ、試験又は選考をすることができ、

3 第一項の登録を受けた者(以下「外国公認会計士」という。)が左の各号の一に該当する場合には、公認会計士管理委員会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一條各号の一に該当するとき。

二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

4 第十七條第二項及び第三項、第十九條、第二十條、第二十二條から第三十四條まで並びに第四十九

條の規定は、外国公認会計士に準用する。

第十七條第一項中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第十八條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第二十二條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 創設

第三十條中「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。

第三十一條中「この法律に基く大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に、「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」を「公認会計士管理委員会は、」に改める。

第三十二條第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第四項中「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」を「前二條の規定による懲戒処分をしようとするときは、公認会計士管理委員会は、」に改め、同條第五項中「公認会計士審査会が及び、その旨を大蔵大臣に報告し」を削る。

第三十三條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に、同條第二項中当該職員を事務局の職員に改める。

第三十四條中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改める。

第六章 公認会計士管理委員会

第三十五條 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、公認会計士管理委員会を設置する。(所掌事務)

第三十六條 公認会計士管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 公認会計士試験の管理に関すること。

二 公認会計士及び会計士補の登録に関すること。

三 公認会計士及び会計士補の監督及び懲戒に関すること。

四 外国公認会計士の管理に関すること。

五 公認会計士の業務に関連して、財務書類の監査又は証明に関する制度を調査し、及び企画すること。

(権限) 第三十七條 公認会計士管理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 第三次試験の要件たる実務の種類を定め、実務補習を行う機関を認定し、実務補習について必要な事項を定めること。

二 公認会計士試験の細目を定めること。

三 公認会計士名簿及び会計士補名簿を管理し、公認会計士及び会計士補の登録をすること。

四 公認会計士及び会計士補の登録の細目を定めること。

五 公認会計士及び会計士補に対して懲戒を行うこと。

六 公認会計士及び会計士補の懲戒事件について、一般の報告を受け、必要な調査を行うこと。

七 必要と認める場合に、公認会計士及び会計士補に対して、その行ふ業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

八 必要と認める場合に、公認会計士若しくは会計士補の組織する団体又はその連合体に対して、その行ふ事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

九 外国公認会計士について、資格を承認し、登録し、懲戒を行

十 公認会計士の業務に關連して、財務書類の監査又は証明に關する制度について、必要な調整を図ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き、公認会計士管理委員会に属させられた権限。

(組織)
第三十八條 公認会計士管理委員会は、委員五人をもつて組織する。

(委員)
第三十九條 委員は、公認会計士に關する事項について理解と識見とを有する年令三十五年以上の者で、公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 大蔵大臣は、左の各号の一に該当する者を、委員に任命してはならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられた者
二 公認会計士の登録の抹消の処分を受けた者
三 公認会計士又は会計士補の業務について一年以内の業務の停止を受けた者

止の処分を受けた者

第四十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ

3 委員は、非常勤とする。
(委員の罷免)
第四十一條 大蔵大臣は、委員が左の各号の一に該当する場合には、その任期満了前であつても、これを罷免しななければならない。

一 公認会計士の資格を失つた場合
二 第三十九條第二項各号の一に該当する場合
三 公認会計士管理委員会により、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと決定された場合
四 公認会計士管理委員会により、職務上の義務に違反したと決定された場合
(委員長)
第四十二條 委員長は、委員の互選に基き、大蔵大臣が命ずる。

2 委員長は、公認会計士管理委員会の会務を総理し、公認会計士管理委員会を代表する。

3 公認会計士管理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第四十三條 公認会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 公認会計士管理委員会の議事は、委員の過半数をもつて決する。

3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

4 公認会計士管理委員会が第四十一條第三号又は第四号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければなら

ない。
(公認会計士管理委員会規則)
第四十四條 公認会計士管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公認会計士管理委員会規則を制定することができる。

2 公認会計士管理委員会規則は、官報をもつて公布する。
(事務局)
第四十五條 公認会計士管理委員会に公認会計士管理委員会事務局を置く。

(職員)
第四十六條 公認会計士管理委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲

戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

2 公認会計士管理委員会に置かれる職員の定員については、行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第百二十七号)の定めるところによる。

「第七章 業務の取纏」を「第七章 雜則」に改める。

第四十七條を削る。
第四十八條中「財務書類の全部又は一部が」の下に「公認会計士の」を加え、同條但書を削り、同條を第四十七條とする。

第四十九條第一項中「又は監査士、計理士その他」及び同條第二項中「又は監査士補、計理士補その他」を「の名稱又は」に改め、同條第三項中「使用することの下に」又は外国公認会計士がその資格を示す適當な名稱を使用すること」を加え、同條を第四十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(公認会計士の業務上調製した書類)
第四十九條 公認会計士が他人の求めに依りて監査又は証明を行うに際して調製した資料その他の書類は、特約のある場合を除く外、公認会計士の所有に属するものとする。

第五十條中「公認会計士となる資格を有しない者で第四十七條の規定

に違反したものを又はを削り、「第四十八條」を「第四十七條」に改める。

第五十二條中「第二十七條」の下に「(第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。
第五十三條中「第四十九條」を「第四十八條」に改める。

第五十四條中「公認会計士」の下に「又は外国公認会計士」を、「第十七條」の下に「又は第十六條の二第一項」を加える。

第五十五條中「第二項の規定」の下に「(第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。
第五十六條中但書を削る。

第五十七條第一項から第三項までの中「大蔵大臣」を「公認会計士管理委員会」に改め、同條第五項中「五百円」を「千円」に改め、同條第七項及び第八項を削る。

第五十七條の二第二項及び第五十九條中「大蔵省令」を「公認会計士管理委員会規則」に改める。
第六十三條を次のように改める。

第六十三條 計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年三月三十一日までに、公認会計士管理委員会規則の定めるところにより、公認会計士管理委員会に備える計理士名稱に登録を受けたときは、計理士の名稱を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

2 計理士法廃止の際計理士である者で昭和二十六年三月三十一日において公認会計士管理委員会規則に定める業務に従事する者は、前項の規定にかかわらず、その業務を離れた日から一月以内に同項の規定に準じて登録を受けたときは、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 第十七條第二項及び第三項、第十九條から第三十四條まで並びに第四十九條の規定は、前二項の規定により旧計理士法第一條に規定する業務を営む者(以下「計理士」という。)に準用する。この場合において、第二十一條第三号中「第四條」とあるのは、「旧計理士法第四條」と読み替えるものとす。

4 前項において準用する第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

5 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

6 計理士法廃止の際計理士である者が、第一項又は第二項の登録を受けず、計理士の名称を用いて、旧計理士法第一條に規定する業務を行ったときは、一万円以下の過料に処する。

7 左の各号の一に該当する者は、千円以下の過料に処する。

一 第三項において準用する第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三項において準用する第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分を違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三項において準用する第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分を違反して物件を提出しない者

第六十四條中「二前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者」を「計理士」に改め、「第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條」を削り、同條後段を次のように改める。

この場合において、同條中「主務大臣」とあるのは、「公認会計士管理委員会」と読み替えるものとする。

第六十四條の次に次の二條を加える。

員会は、第三十六條に掲げるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 特別公認会計士試験の管理に関すること。

二 計理士の登録及び監督に関すること。

第六十四條の三 公認会計士管理委員会、第三十七條に掲げるものの外、左に掲げる権限を有する。

一 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目、試験の方法その他その細目を定めること。

二 計理士名簿を管理し、計理士の登録をすること。

三 計理士の登録の細目を定めること。

四 計理士に対して懲戒を行うこと。

五 計理士の懲戒事件について、一般の報告を受け、必要な調査を行うこと。

六 必要と認める場合に、計理士に対して、その行う業務について、報告を求め、勧告を行うこと。

七 必要と認める場合に、計理士の組織する団体又はその連合体に對して、その行う事業について、報告を求め、勧告を行うこと。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 計理士法廃止の際計理士であつた者は、公認会計士法(以下「法」という。)第六十三條第一項又は第二項の改正規定にかかわらず、この法律施行後一年間に限り、同條第一項又は第二項の登録を受けず、旧計理士法第一條に規定する業務を営むことができる。

3 大蔵大臣は、この法律施行後最初に任命する公認会計士管理委員会の委員については、改正後の法第三十九條第一項の規定にかかわらず、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年令二十五年以上の者のうちから、任命することができる。

4 この法律施行後最初に任命される公認会計士管理委員会の委員の任期は、改正後の法第四十條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の定めるところにより、そのうち一人については一年、二人については二年、二人については三年とする。

5 改正前の法の規定に基く大蔵省令は、当該大蔵省令に規定された事項に關して改正後の法の規定に基き公認会計士管理委員会規則が施行されるまでは、なおその効力を有する。

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ二中「公認会計士名簿又ハ會計士補名簿ニ」を削り、同條第二号を次のように改める。

二 公認会計士法第十六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル登録

三 公認会計士法第六十三條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録

四 公認会計士法第二十條(同法第十六條ノ二第四項及第六十三條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録

公認会計士 金百二十円

會計士補 金六十円

公認会計士法第十六條ノ二ニ規定スル外國公認會計士 金百二十円

公認會計士法第六十三條ニ規定スル計理士 金六十円

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

財政法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月十六日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

財政法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律
 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合には、項を更に区分しなければならぬ。

第三十三條第二項中「又は大蔵大臣の指定する節」及び「又は節の間」を削り、同條第四項中「会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基き移用については、その旨を日本銀行に、当該各省各庁の長及び会計検査院」に改め、同條第五項

中、「第二項又は第三項」を「又は第二項」に改め、同條第三項及び第六項を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を削る。ことに、支出の所要額については「に改める。

第四十二條但書中「契約等」を「支出負担行為」に改める。

附則第一條の二中「又は節」を削る。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第六條 内閣は、昭和二十五年度の予算に限り、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦す

る場合には、当該年度の予算に添附して国会に提出した予算書に掲げた目を整理統合して定めたいの区分により配賦することができる。

附則
 1 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十五年年度の予算から適用する。

2 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條 削除

3 電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十四條 削除

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十三日
 衆議院議長 幣原喜重郎
 参議院議長 佐藤尚武殿

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律(昭和二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

本則を本則第一項とし、同項中「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定により、政府」を

「日本専売公社」に改め、政府製造たばこの価格表を次のように改める。
 日本専売公社製造たばこの価格表

種	類	名	稱	標		規	格	單	位	價	格
				型	式						
同	口付紙	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	西切紙	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	光	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	い	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	新	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	ハッピー	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇
同	ゴールデン	朝	日	長	全	在	用	本	三	〇	〇

種	類	名	稱	型	式	規	格	單	位	價	格
同	富	貴	煙	細	刻	み	く	ず	〇	〇	〇
同	手	巻	用	刻	み	た	ば	こ	〇	〇	〇
同	パイプ	た	ば	桃	山	荒	刻	み	〇	〇	〇
同	ア	ス	ト	リ	ヤ	長	二	ハ	ミ	リ	メ
同	薬	巻	た	ば	こ	ア	ス	ト	リ	ヤ	長

本則に次の二項を加える。

2 日本専売公社は、その試製した製造たばこを、その型式及び品質に依り他の日本専売公社製造たばこの小売定価に準じてたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三十四條第一項の規定により定められた小売定価で、販売することができる。この場合において、その販売期間は、六月をこえないことを例とする。

3 前項の規定により販売される製造たばこが六月をこえて販売されるためには、最近の機会において、第一項の日本専売公社製造たばこ価格表への追加の措置がとられなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。公認会計士制度は昭和二十三年七月六日公布されました公認会計士法による新しい制度でありまして、実施後数回に亘り改正したのでありますが、尙不備な点があり、又シャウブ勧告もありましたので、この際次の諸点について改正しようとする

るものであります。その第一点は、従来の大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会の代りに、新たに大蔵省の外局として公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから大蔵大臣が任命いたします五名の委員を以て構成する公認会計士管理委員会を設置しようとするものであります。第二点は、公認会計士以外の者の業務の制限を廃止して、誰でも財務書類の監査、証明ができるようにすると共に、公認会計士でない者は公認会計士と誤認されるような名称を使用することができないようにしようとするものであります。第三点は、従来の規定により、計理士は本年三月末日以後は財務書類の監査、証明をしてはならないことになつておりますが、この制限を廃止いたし、又計理士法廃止の際計理士である者は再登録することによつて引續いて従来の業務ができるようにしようとするものであります。尙、右の諸点と関連いたしまして、陪審式試験制度の廃止、外国公認会計士の取扱等について法規の整備をいたそうとするものであります。

さて、本案審議の経過を申し上げますと、去る三月八日より二十三日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。三月二十三日質疑を終局し、討論に入り、木内四郎委員より、現行法の第三十條第一項によれば公認会計士が故意に重

大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には懲戒処分を受けることになつておるが、公認会計士は高度の試験に合格した高い水準の資格を有する人であるから、たとえ重大でなくとも、故意に右の誤まりを犯した場合は懲戒処分をなすべきであるから、この「重大」とある字句を削除すべきであるとの修正案を提出せられた。次に、木村福八郎委員より、政府提出の原案によれば、公認会計士管理委員会の委員はすべて公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから任命されることになつておるが、むしろ現行法通り公認会計士以外の者からでも任命ができることにすべきであるとの反対意見が述べられました。かくて、木内四郎委員の修正案は採決の結果全会一致を以て可決せられ、次に修正箇所を除く原案について採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決した次第であります。右御報告いたします。

次に財政法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について御報告いたします。先ず本案の提案理由並びに内容について申し上げます。本案は次の二点について財政法の一部を改正しようとするものであります。即ちその第一点は、現行の財政法第三十一條の規定により、予算が成立したときは、内閣は各省各庁の長に對し、その執行すべき予算を配賦するのであります

が、その配賦の際、歳入予算については、これを目までの区分を立て、歳出予算については目を更に節に区分して配賦することになつておつたのでございまして、各省各庁においては、この目及び節の区分によつて歳出予算を執行するのであります。が、予算執行の現状、特に本年度当初より実施せられた支出負担行為制度の実績に顧みますると、歳出予算を節までの区分によつて執行することは、手続を煩わしくし、却つて予算統制の実績を挙げる上に妨げとなつておる実情にありましますので、歳出予算の配賦について節の区分を廃止しようとするものであります。而して昭和二十五年年度の予算については、目の整理統合を行うと共に、節のうち特に洗用制限を行う必要のあるものは目に引上げる等の調整を行い配賦することになつたのでございします。その第二点は、現行の財政法第三十四條の規定により、支出負担行為の計画は支出負担行為担当官に作成して大蔵大臣の承認を経なければならぬことになつておりますが、これも従来の実績に徴しますと、手続の煩瑣に比較して実効が少い実情にありましますので、支出負担行為の計画は各省各庁一本で作成し大蔵大臣の承認を経ることに改めようとするものであります。さて、本案は三月二十四日質疑の後、討論に入り、木村福八郎委員より、本案は予算民主化の精神に反する点があると

して反対の意見を述べられました。が、採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。最近における煙草生産の復元状況或いは国民生活の安定を図る見地より、今回製造煙草の定価の引下げを行うに当りまして、日本専売公社製造煙草価格表を整備するの外、商況及び嗜好に即応して試製した製造煙草の小売定価については、他の製造煙草の小売定価に準じた小売定価で概ね六ヶ月を限つて販売できる規定を設けようとするものであります。即ち財政法第三條の規定に基く製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律に制定せられておる「ピース」「いこい」等については、その標準規格の一部変更とその最高価格の改定を行い、又財政法第三條の特例に関する法律附則第三項によりその定価が定められておる「光」「桃山」等については、新たにその標準規格及び最高価格を定めようとするもので、これを個別的に申し上げますと、十本当り「ピース」五十円、「光」四十円、「いこい」三十円、「ハッピー」二十円、「新生」二十円、「桃山」五十グラム当り二百円、「日光」四十グラム当り八十円と、それら定価の引下げを行うものであります。さて、本案は三月二

四四五

十四日慎重に審議し、討論に入り、板野勝次、油井賢太郎、森下政一各委員よりそれ／＼賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず公認会計士法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に財政法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。
本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後二十九日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十四分散会

○本日の会議に付した事件
一、渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議に関するマツカーサー元帥との会談の経過報告

一、日程第一 法務府設置法の一部を改正する法律案
一、日程第二 総理府設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 審議会等の整理に伴う厚生省設置法の一部を改正する法律案
一、日程第四 公認会計士法の一部を改正する法律案
一、日程第五 財政法の一部を改正する法律案

一、日程第六 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君
議員 赤木 正雄君 赤澤 與仁君

議員 赤木 正雄君 赤澤 與仁君

- | | |
|---------|--------|
| 阿竹賢次郎君 | 飯田精太郎君 |
| 奥むめお君 | 岡部 常君 |
| 岡本 愛新君 | 河井 彌八君 |
| 木下 辰雄君 | 九鬼紋十郎君 |
| 楠見 義男君 | 來馬 琢道君 |
| 西郷吉之助君 | 島村 軍次君 |
| 伊達源一郎君 | 寺尾 博君 |
| 徳川 宗敬君 | 藤井 丙午君 |
| 藤野 繁雄君 | 帆足 計君 |
| 北條 秀一君 | 穂積貞六郎君 |
| 町村 敬賢君 | 山本 勇造君 |
| 結城 安次君 | 濱田 寅藏君 |
| 伊藤 保平君 | 井上なつゑ君 |
| 宇都宮 登君 | 岡元 義人君 |
| 鎌田 海郎君 | 小宮山常吉君 |
| 植竹 春彦君 | 中山 壽彦君 |
| 鈴木 直人君 | 竹下 豊次君 |
| 川村 松助君 | 小林 英三君 |
| 野田 俊作君 | 早川 慎一君 |
| 玉屋 喜章君 | 水久保甚作君 |
| 村上 義一君 | 岡田喜久治君 |
| 岩本 月洲君 | 横尾 龍君 |
| 中川 以良君 | 城 義臣君 |
| 堀 末治君 | 岡崎 眞一君 |
| 黒田 英雄君 | 平沼彌太郎君 |
| 石坂 豊一君 | 柴田 政次君 |
| 今泉 政喜君 | 小杉 繁安君 |
| 黒川 武雄君 | 佐々木鹿蔵君 |
| 尾形六郎兵衛君 | 藤井 新一君 |
| 中井 光次君 | 廣瀬與兵衛君 |
| 小串 清一君 | 山田 佐一君 |
| 大隅 憲二君 | 林屋龜次郎君 |
| 門屋 盛一君 | 大隈 信幸君 |

- | | |
|--------|---------|
| 油井賢太郎君 | 木内キヤウ君 |
| 深川タマエ君 | 仲子 隆君 |
| 櫻内 辰郎君 | 木内 四郎君 |
| 谷口彌三郎君 | 田中 利勝君 |
| 岩本 哲夫君 | 前之園喜一郎君 |
| 島 清君 | 石川 準吉君 |
| 渡井 一郎君 | 岡田 宗司君 |
| 天田 勝正君 | 吉川末次郎君 |
| 羽生 三七君 | 田中 信儀君 |
| 栗山 良夫君 | 河野 正夫君 |
| 和田 博雄君 | 岩間 正男君 |
| 鈴木 清一君 | 水橋 藤作君 |
| 千葉 信君 | 金子 洋文君 |
| 小泉 秀吉君 | 千田 正君 |
| 太田 敏兄君 | 藤田 芳雄君 |
| 森下 政一君 | 中平常太郎君 |
| 川上 嘉君 | 中村 正雄君 |
| 原 虎一君 | 三好 始君 |
| 米倉 龍也君 | 門田 定藏君 |
| 駒井 藤平君 | 小川 久義君 |
| 岩男 仁藏君 | 鈴木 憲一君 |
| 岡村文四郎君 | |
- 國務大臣
法務総裁 殖田 俊吉君
厚生大臣 林 謙治君
政府委員
大蔵政務次官 水田三喜男君
- 〔第二十八号参照〕
審査報告書
公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多致意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年三月十日
文部委員長 山本 勇造
参議院議長佐藤尚武殿
多致意見者署名
河野 正夫 河崎 ナツ
來馬 琢道 岩本 月洲
鈴木 憲一 堀越 儀郎
藤田 芳雄 木内キヤウ
岩間 正男 若木 勝藏
阿崎 眞一 梅原 眞隆
三島 通陽
要領書
一、委員会の決定の理由
公立大学の事務職員及び技術職員は従来待遇官吏であつたが、公立大学以外の公立学校の職員が既に地方公務員となつてゐる現在において、兩者の身分取扱が区々に互ふことは理論上も実際上も不便が多いので、これらの職員を地方公務員としよつとすることの法律案の措置は、妥当なものと認めらる。
二、事件の利害得失
公立学校の事務職員及び技術職員が地方公務員となることを明確にした点に利益がある。
三、費用
本法案施行により別に費用を要しない。

定価 一部 六円五十銭
送料 込
発行所 東京都新宿区市ケ谷本村町
電話 九段五三一
印刷 官報課
〒東京一九〇〇